

# 令和6年度 八戸市定期予防接種のしおり [R6年4月1日版]

☆八戸市が実施する定期予防接種は以下のとおりです。対象年齢内に忘れずに接種しましょう。

- \* 接種料金：八戸市民で対象年齢に該当する方は無料 ※定められた対象年齢、接種間隔等から外れた場合は有料です。
- \* 接種場所：受託医療機関での個別接種 ※市外での接種を希望される方は、裏面【市外で定期予防接種をご希望の方へ】を御覧ください。
- \* 実施時期：通年 \* 持ち物：母子健康手帳、予診票

♣小児用肺炎球菌・ヒブは、接種を開始する年齢によって接種回数異なります。標準的な接種開始年齢は生後2か月～6か月です。

予防接種名	対象年齢	接種開始年齢♣	回数	接種間隔（標準的な接種間隔）	
小児用肺炎球菌 15価（バクテリオン） ※R6.4.1から定期接種化	生後2か月～60か月（5歳）未満	生後2か月～6か月♣	4回	初回：標準的には生後1歳に至るまでに27日以上の間隔で3回 追加：標準的には生後1歳～1歳3か月に至るまでに初回3回目の接種後60日以上の間隔で、生後1歳以降に1回	※初回2回目の接種が1歳を超えた場合または生後2歳に至るまでに初回接種を終了しなかった場合は残りの初回接種は行わず、追加接種を初回接種後60日以上の間隔で1回行う
		生後7か月～11か月	3回	初回：標準的には生後1歳に至るまでに27日以上の間隔で2回 追加：標準的には生後1歳～1歳3か月に至るまでに初回2回目の接種後60日以上の間隔で、生後1歳以降に1回	※生後2歳に至るまでに初回接種を終了しなかった場合は残りの初回接種は行わず、追加接種を初回接種後60日以上の間隔で1回行う
		生後12か月～23か月	2回	60日以上の間隔で2回	
		生後24か月～5歳未満	1回		

予防接種名	対象年齢等	標準の接種年齢	回数	接種間隔（標準的な接種間隔）	備考	
ロタ	⇒どちらかを接種⇒	【1価 ロタリックス】 生後6週に至った日の翌日から24週に至った日の翌日まで	初回を 生後2月～14週6日 までに接種	2回	27日以上の間隔で2回経口接種	◇1価または5価のどちらかを接種してください。ワクチンの種類によって接種回数等異なります ◇同じワクチンで接種を完了します
		【5価 ロタテック】 生後6週に至った日の翌日から32週に至った日の翌日まで	初回を 生後2月～14週6日 までに接種	3回	27日以上の間隔で3回経口接種	
B型肝炎	生後1歳未満	生後2か月～8か月	3回	27日以上の間隔で2回接種後、1回目の注射から139日以上の間隔で1回	◇母子感染予防（保険適用）として出生後にB型肝炎ワクチンを接種した方は対象になりません	
BCG（結核）	生後3か月～1歳未満	生後5か月～7か月	1回			
五種混合 （ジフテリア 百日せき ポリオ 破傷風 ヒブ）	1期 初回	生後2か月～90か月 （7歳6か月）未満	生後2か月～6か月	4回	20日以上（20日～56日）の間隔で3回	◇R6.4.1から五種混合が定期接種になりました
	1期 追加		1期初回3回目の接種後 6か月～1年半未満の間		1期初回3回目の接種後6か月以上 （6か月～1年半未満）の間隔で1回	
四種混合 （ジフテリア 百日せき ポリオ 破傷風）	1期 初回	生後2か月～90か月 （7歳6か月）未満	生後2か月～11か月	4回	20日以上（20日～56日）の間隔で3回	
	1期 追加		1期初回3回目の接種後 1年～1年半未満の間		1期初回3回目の接種後6か月以上 （1年～1年半未満）の間隔で1回	
ヒブ		生後2か月～60か月（5歳）未満	接種開始年齢♣ 生後2か月～6か月♣	4回	初回：生後1歳に至るまでに27日以上（27日～56日）の間隔で3回 追加：初回3回目接種後7か月以上（7か月～13か月未満）の間隔で1回	※生後1歳に至るまでに初回接種を終了しなかった場合は残りの接種は行わず、追加接種を初回接種後27日以上の間隔で1回行う
			生後7か月～11か月	3回	初回：生後1歳に至るまでに27日以上（27日～56日）の間隔で2回 追加：初回2回目接種後7か月以上（7か月～13か月未満）の間隔で1回	
			生後12か月～5歳未満	1回		
麻しん風しん 混合	1期	生後1歳～2歳未満	生後1歳～1歳2か月	1回	◇麻しん又は風しんどちらかにかかった方も、麻しん風しん混合ワクチンを接種できます ◇ガンマグロブリン注射を受けた方は3か月後（大量療法は6か月後）に接種してください	
	2期	令和7年4月に小学校へ入学する方 （平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ） ◇対象者には接種時期にお知らせします。		1回		
水痘 （水ぼうそう）		生後1歳～3歳未満	1回目の標準的期間は 生後1歳～1歳2か月	2回	3か月以上（6か月～12か月未満）の間隔で2回 ◇水ぼうそうにかかった方は対象外になります	
日本脳炎	1期 初回	生後6か月～90か月 （7歳6か月）未満	3歳	3回	6日以上（6日～28日）の間隔で2回	【特例対象者】 平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の方は、未接種分を20歳未満の時までに無料で接種できます。
	1期 追加		4歳		1期初回2回目の接種後6か月以上（おおむね1年）を経過した時期に1回	
	※	◇7歳6か月～9歳未満は定期接種対象外ですのでご注意ください。				
	2期	9歳～13歳未満 ◇対象者には接種時期にお知らせします。		1回		
二種混合 （ジフテリア、破傷風）		小学校6年生 ◇対象者には接種時期にお知らせします。		1回	◇三種混合または四種混合を3～4回接種した方が対象です。	

裏面もご覧ください ↓

予防接種名	対象年齢等	標準的接種年齢	回数等	接種間隔等 (標準的な接種間隔)		
子宮頸がん (HPV/ヒトパピローウイルス)	小学校6年生から 高校1年生に相当する 年齢の女性	中学校1年生に 相当する年齢	◇公費で接種できるHPVワクチンは3種類あります。(サーバリックス・ガーダシル・シルガード9) ◇ワクチンの種類や年齢によって、接種間隔や回数が異なります。 ◇接種を希望する方は、どのワクチンを接種するか医療機関で相談し、有効性とリスクを理解した上で、接種間隔を守って接種しましょう。	⇒		
				い ず れ か を 接 種	⇒	
					3回	①サーバリックス (2価ワクチン) 2回目: 1回目から1か月以上(1か月)の間隔 3回目: 1回目から5か月以上(6か月以上)かつ2回目から2か月半以上の間隔
						②ガーダシル (4価ワクチン) 2回目: 1回目から1か月以上(2か月)の間隔 3回目: 2回目から3か月以上(かつ1回目から6か月以上)の間隔
⇒	2回	③シルガード9 (9価ワクチン) 2回目: 1回目から1か月以上(2か月)の間隔 3回目: 2回目から3か月以上(かつ1回目から6か月以上)の間隔				
				④シルガード9 (9価ワクチン) 1回目: 15歳になるまでの間に接種 2回目: 1回目から5か月以上(6ヶ月以上)の間隔 ※15歳になるまでの間に1回目の接種を行えば、2回での接種完了を可能とする。		

## 《 接種の際の注意事項 》

【予防接種における対象年齢の考え方】(ここでいう「応当日」とは、「誕生日と同じ日にち」のこと)

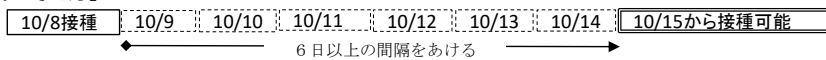
例: 10/8生まれの場合

- ① 生後3か月～1歳に至るまで : 3か月後の応当日の前日(1/7)から1歳の誕生日の前日(10/7)まで
- ② 生後3か月～7歳6か月未満 : 3か月後の応当日の前日(1/7)から7歳と6か月後の応当日の前日(4/7)まで
- ③ 9歳～13歳未満 : 9歳の誕生日の前日(10/7)から13歳の誕生日の前日(10/7)まで

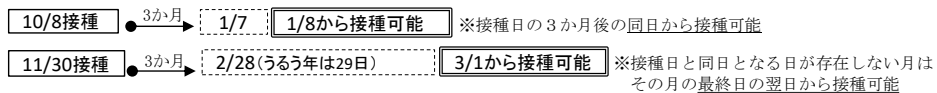
【予防接種における接種間隔の考え方】

例① 6日以上の間隔

(接種日の翌日から数える)



例② 3か月以上の間隔



【種類の異なるワクチンを接種する場合の接種間隔について】 ※令和2年10月1日から



【予防接種時の注意について】

次のような病気の後には、免疫がつきにくい可能性がありますので、病気の治癒後の間隔をあけて接種しましょう。また、このような病気にかかっている人と接触した場合は、念のため潜伏期間は予防接種を控えましょう。

病名	治癒から接種までの間隔	潜伏期間
麻疹(はしか)	約4週間	約2週間
風しん・おたふくかぜ・水痘(水ぼうそう)	約2～4週間	約2～3週間
突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑(リンゴ病)	約1～2週間	約2～3週間
ひきつけ(けいれん、熱性けいれん)	最終発作から約3か月後	

【長期疾病等により対象年齢内に接種が受けられなかった場合】

定期接種の対象者であった間に、法令で定められた疾病(長期にわたり療養を必要とする疾病)により、やむを得ず定期接種が受けられなかったと認められる場合、接種が可能になった日から2年以内であれば定期接種として受けられる特例措置があります。(一部年齢制限あり)

この特例措置は、疾病の種類や療養していた期間等により、定められた要件に該当するかどうかを個別に判断するもので、あらかじめ手続きが必要になります。詳しくは、市保健所 保健予防課までお問合せください。

【市外で定期予防接種をご希望の方へ】

里帰り出産や市外で治療を行っている場合等、やむを得ない事情により八戸市受託医療機関で接種できない方について、市外で予防接種を受けられる制度があります。

- ・八戸市外(青森県内)のとき・・・広域予防接種制度
- ・青森県外のとき・・・償還払い制度

接種を受ける前に手続きが必要になりますので、希望される方は余裕をもって市保健所保健予防課にご相談ください。手続きを行わずに接種した場合は、健康被害の救済が受けられない場合があります。